

平成25年9月2日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成23年(ワ)第20945号 不動産所有権移転登記抹消登記等請求事件

口頭弁論終結日 平成25年8月29日

判 決

[REDACTED]  
原 告 [REDACTED]

同訴訟代理人弁護士  
同  
同  
同  
同

荒井哲朗  
浅井淳子  
太田賢志  
佐藤顯子  
五反章裕

[REDACTED]  
被 告 [REDACTED]

同訴訟代理人弁護士

永井浩一郎

主 文

- 1 被告は、別紙物件目録記載の土地及び建物につき、[REDACTED]出張所平成23年3月18日受付第17256号及び同日受付第17257号の所有権移転登記の抹消登記手続をせよ。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 主位的請求

主文と同旨

2 予備的請求

- (1) A [REDACTED]と被告が平成23年3月10日にした別紙物件目録記載の土地及び建物についての財産分与を取り消す。

(2) 被告は、前項の土地及び建物につき、[REDACTED]出張所平成23年3月18日受付第17256号及び同日受付第17257号の所有権移転登記の抹消登記手続をせよ。

## 第2 事案の概要

本件は、A [REDACTED] (以下 A [REDACTED] という。) の債権者である原告が、A [REDACTED] と離婚 (以下「本件離婚」という。) した元妻である被告に対し、被告及び A [REDACTED] (以下「被告ら」ということがある。) が通謀の上、A [REDACTED] の所有に係る別紙物件目録記載の土地 (以下「本件土地」という。) 及び建物 (以下「本件建物」といい、本件土地と併せて「本件不動産」という。) について本件離婚に伴う財産分与 (以下「本件財産分与」という。) を仮装して被告に譲渡したものであるから、本件財産分与は虚偽表示であって無効であるとして、A [REDACTED] に代位して、A [REDACTED] の所有権に基づき、A [REDACTED] の被告に対する本件不動産の所有権移転登記 (以下「本件登記」という。) の抹消登記手続を求める事案である。

予備的に、原告は、被告に対し、本件財産分与は民法768条3項の規定の趣旨に反して不相當に過大であり、財産分与に仮託してされた財産処分であるから、本件財産分与は詐害行為に当たるとして、債権者取消権に基づき、本件財産分与を取り消した上で、本件不動産について、本件登記の抹消登記手続を求めている。

1 前提事実 (証拠等を掲記しない事実は当事者間に争いがない。以下、枝番を省略した書証はそのすべての枝番を含む趣旨である。)

ア 被告 (昭和 [REDACTED] 生まれ) は、平成9年6月10日にA [REDACTED] (昭和 [REDACTED] 生まれ) と婚姻し、被告らの間に、平成 [REDACTED] 日に長女B1 [REDACTED] が、平成 [REDACTED] 日に二女B2 [REDACTED] が生まれた (甲6)。

イ A [REDACTED] は、平成13年7月23日に金融先物取引業等を目的とする [REDACTED]

以下 [REDACTED]

[REDACTED] という。) を設立し、平成 14 年 5 月から同年 12 月まで及び平成 18 年 5 月から平成 21 年 5 月まで代表取締役を務め、被告は、同社設立時から平成 14 年 5 月 25 日まで監査役に、同日から平成 18 年 6 月 22 日まで取締役にそれぞれ就任していた（甲 7，弁論の全趣旨）。

ウ [A] は、平成 13 年 12 月 10 日、本件不動産を購入した。

また、被告は、平成 17 年 6 月 2 日に [REDACTED]

[REDACTED] の各土地につき、同月 29 日に同番 [REDACTED] の土地につき、平成 18 年 6 月 8 日に同番 [REDACTED]、同番 [REDACTED] 及び同番 [REDACTED] の各土地につき、それぞれ上記各日付の売買を原因とする所有権移転登記を具備した上、同年 11 月 11 日に上記各土地を敷地として木造ルーフィング葺 2 階建の居宅建物（以下、同建物と上記各土地を併せて「[REDACTED] 別荘」という。）を新築し、同月 17 日に同建物の所有権保存登記を具備した（甲 20）。

エ [A] は、平成 22 年 2 月、自宅である本件不動産に対し、警察の捜索差押えを受けた。

オ 被告らは、平成 23 年 3 月 10 日に離婚（本件離婚）し、同日付で [A] が被告に本件不動産を財産分与（本件財産分与）し、同月 18 日、本件土地につき [REDACTED] 出張所同日受付第 17256 号の所有権移転登記を、本件建物につき同日受付第 17257 号の所有権移転登記をそれぞれ具備した。

カ 原告は、[A] の指導下での [REDACTED] による違法な投資勧誘により損害を被ったため、平成 22 年 3 月 25 日、[A] に対し上記不法行為に基づく損害賠償請求訴訟を提起し、平成 23 年 5 月 31 日、[A] から原告に対し損害賠償金 1681 万 2114 円及びこれに対する平成 22 年 4 月 2 日から支払済みまで年 5 分の割合による遅延損害金の支払を命じる判決を得た（甲

8, 9, 弁論の全趣旨)。

## 2 爭点

(1) 本件離婚及び本件財産分与は被告らの真意に基づくものか。

(原告の主張)

本件財産分与は、被告と清秀との婚姻関係の解消に伴って財産分与をする意思で行われたものではなく、本件不動産に対する原告の強制執行を免れるために被告らにより仮装されたものである。したがって、本件財産分与は、被告らの真意に基づかない虚偽表示であって無効である。

具体的な事情は後記(2)の主張のとおりである。

(被告の主張)

被告とAとの間には、本件不動産の所有権をAから被告に移転する明確な合意が存在しており、本件財産分与は虚偽表示ではなく、無効ではない。

そもそも被告とAとの離婚は仮装ではなく、真実の離婚である。Aは、毎晩飲み歩き、家庭を顧みず、被告、子ら、被告の父及び兄に対し度重なる暴言及び暴力を加え、不貞行為に及び、前科を被告に隠し続けていたことが重なり、被告が離婚の意思を強めていたところ、平成22年2月に自宅に警察の捜索差押えが入り、マスコミが自宅に張り付いたことから、子らのために、Aとの離婚を決意し、Aに離婚を切り出したところ、Aは渋々離婚に応じ、その後は、離婚条件の協議となった。

被告らは、平成22年2月から離婚条件について話し合ってきた結果、離婚条件が整ったため、平成23年3月7日にAが家を出て、同月10日に正式に離婚した。別居後は、被告がAに直接連絡を取ったことはない。

(2) 本件財産分与は民法768条3項の規定の趣旨に反して不相當に過大であり、財産分与に仮託してされた財産処分か。

(原告の主張)

ア 本件財産分与の詐害行為性

そもそも、本件不動産の購入対価及び住宅ローンの支払原資は[A]が主導して組織的に行って來た詐欺商法による利得により賄われていたのであり、被告自身はその支払原資に何らの寄与もしていないのであるから、本件不動産は財産分与の対象となる財産に該当しない。

本件不動産の価値は、固定資産評価額に基づき正常価格を算出すると1億3525万1221円であり、被告の主張する住宅ローンの残額を控除しても被告が財産分与名目で得た財産の客観的価値は6287万8686円と相当高額である。本件不動産は、[A]の一般債権者の債権回収の拠り所とされるべき財産であったにもかかわらず、[A]は本件不動産を財産分与として被告に譲渡した。しかも、本件離婚と本件財産分与がなされたのは、原告の[A]に対する不法行為に基づく損害賠償請求訴訟が係属中で判決言渡前の時期であった。

また、被告は婚姻期間中に[A]から譲渡を受けた[ ]別荘を離婚後も単独で所有しており、その資産価値は被担保債権を最大限控除しても4900万円を下らない。

さらに、被告は、正業による収入がない状態の[A]から、養育費の原則的な支払方法である定期的給付によって、子1人につき毎月5万円という高額な養育費の支払を受けることを約されており、これとは別に行われた本件財産分与が将来の養育費としてされたものではないことは明らかである。

これらのことからすると、本件財産分与は、債権者からの強制執行を免れるために行ったものであり、その全部が、民法768条3項の規定の趣旨に反して不相當に過大であり、財産分与に仮託してされた財産処分である。

イ [A]の詐害意思

[A]は、複数年にわたり、多数の高齢者に対して違法な投資勧誘を繰り

返していた者であって、原告を含む多数の被害者に対して多額の損害賠償債務を負っており、本件不動産以外には原告その他の被害者らの損害賠償請求権を満足させることのできる財産はなく無資力であったのであり、本件不動産を譲渡すれば多数の債権者を害すると知りながら、被告に対し本件不動産を財産分与した。

ウ 被告が善意でないこと

被告は、[A]が平成10年12月に設立し、代表取締役に就任していた[REDACTED]という原油先物オプションの取次ぎ会社における投資勧誘を手伝い、また、[REDACTED]の監査役や取締役に就任していたのであるから、[A]が投資勧誘の仕事をしていたことを当然に理解していた。また、被告は、平成15年に[A]が違法勧誘を原因とする損害賠償請求訴訟を提起されていることを知り、平成22年に[A]に対して送達された損害賠償請求訴訟の訴状を読んでいたのであって、[A]が損害賠償債務を負っている可能性があることを認識していた。

(被告の主張)

ア 本件財産分与は不相當に過大でなく、詐害行為に当たらないこと

本件不動産の時価は930.0万円であり、本件財産分与当時、720.6万089.8円の残ローンがあった。

[A]は、本件財産分与当時、時価1億5000万円以上の美術品を所有しており、財産分与に際して、美術品を取得することを希望した。

[A]は、本件財産分与当時、[REDACTED]弁護士に2000万円を預けており、その他併せて8000万円以上の現預金を保有していた(証拠資料を提出できるものとして、ゆうちょ銀行の預金1268万2071円、かんぽ生命保険の生存保険金付学資保険の解約返戻金698万0500円、横浜銀行の投資信託235万8878円がある)。

[A]は、本件財産分与当時、[REDACTED]に対し、6151万90

61円の貸金債権を有していた。

[A]は、フランスの大手銀行であるソシエテジェネラルが運用するファンドを少なくとも6965万6970円以上所有している。

被告は、[A]から2人の子の養育費を一切受け取っていない。また、被告と[A]の離婚は、[A]の有責事由に基づくものであるが、被告は慰謝料を受け取っていない。

したがって、[A]が、本件財産分与当時、上記各財産を有していたことからすると、[A]は無資力ではなく、本件財産分与は不相当に過大とはいえない、詐害行為に当たらない。

#### イ 被告に詐害意思がないこと

被告は、未成年の娘2人を育てる専業主婦であり、[A]に一切関わりがなく、本件財産分与当時、[A]が原告に対して損害賠償債務を負担していることを知らなかつた。

[A]は、裁判や仕事のことを被告に話さなかつたので、被告は、[A]の仕事の内容や資産を知らなかつた。

被告が[A]との離婚を決意した経緯は上記(1)で主張したとおりであり、被告には詐害意思が認められない。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 争点(1) (本件離婚及び本件財産分与は被告らの真意に基づくものか)について

##### (1) 認定事実

上記前提事実に、証拠(甲2ないし6, 14ないし16, 20ないし22, 31ないし36, 39, 乙2, 8, 9, 38, 被告本人)及び弁論の全趣旨を総合すると、次の事実が認められる。

ア 被告(昭和[ ]日生まれ)は、平成9年6月10日、[A](昭和[ ]日生まれ)と婚姻し、被告らの間に、平成[ ]

日に長女[B1]が、平成[ ]日に二女[B2]が生まれた。

イ [A]は、平成13年7月23日に金融先物取引業等を目的とする[ ]のオーナーとして同社を設立し、自らも平成14年5月から同年12月まで及び平成18年5月から平成21年5月まで同社の代表取締役を務めた。

被告は、[ ]において、同社設立時から平成14年5月25日まで監査役に、同日から平成18年5月22日まで取締役にそれぞれ就任し、同社の経営に関与した。

ウ [A]は、平成13年12月10日、[ ]の経営者として獲得した収入を原資として、本件不動産を購入した。

本件不動産の平成23年の固定資産評価額は、本件土地8117万4250円と本件建物2365万4900円の合計1億0482万9150円であった。本件不動産には、平成14年6月14日保証委託契約による求償債権を被担保債権とする抵当権が設定されており、同保証委託契約による保証債務の主たる債務は株式会社横浜銀行の[A]に対する証書貸付であり、本件財産分与当時の残債務は7206万0898円であった。

エ 被告は、[A]が[ ]の経営を通じて得た収入を原資として、平成17年6月2日から平成18年6月8日にかけて[ ]別荘の土地を購入し、同年11月11日に同土地上に別荘の建物を建てた。

被告らは、連帶して、オリックス信託銀行株式会社（現在の商号はオリックス銀行株式会社）から3000万円を借り入れた上で、平成18年1月27日、上記借入金につき、同銀行を抵当権者、被告らを連帶債務者とする抵当権を[ ]別荘に設定した。

本件財産分与当時の上記借入金の残債務は2529万7483円であり、[ ]別荘の平成24年の固定資産評価額は、土地建物合計で6147万5788円であった。

オ 原告は、平成18年11月から平成19年4月にかけて、[A]が指導した[ ]による違法な投資勧誘によって1681万2114円の損害を被ったため、平成22年3月25日、[A]を被告とする上記不法行為に基づく損害賠償請求訴訟を東京地方裁判所に提起した。平成22年4月1日、同訴訟の訴状が[A]に送達され、被告がその受取人となった。

[A]は、原告以外の上記投資勧誘の被害者からも同様の訴訟を提起されており、原告その他の被害者らに対し、多額の損害賠償債務を負っていた。

このころ、被告らは、自宅である本件不動産に居住し、長女と二女を自宅から近い私立[ ]の中学校と小学校に就学させるなど、不自由のない暮らしを送っていたが、[A]は、原告その他の被害者らに対する上記損害賠償債務が多額に及ぶことが次第に顕在化してきたため、自宅を差し押さえられる可能性を懸念するようになった。

カ [A]は、平成22年2月、[ ]の実質的経営者として、モンゴルの企業に重機等をリースするファンドに投資すれば高配当が得られるなどと無登録で出資を募ったとの容疑で、自宅に対し、警察による捜索差押えを受けた。

被告らは、[A]が上記捜索差押えを受けた外、マスコミからも注目を浴びる状況になったため、妻である被告や子らに社会生活上の支障を来すことを心配し始めた。

キ 被告らは、平成22年12月、被告らと子2名分の、翌年3月18日出発のデルタ航空のシアトル行きの航空機を予約した（甲32ないし35、乙33の7）。

ク 被告らは、平成23年3月10日に離婚届出を行い、離婚した。

ケ 被告らは、本件不動産につき、平成23年3月18日、[A]から被告に対する同月10日付財産分与を原因とする所有権移転登記手続を行った。

コ 被告らは、同日、同一の航空機で、長女及び二女を連れて成田を出発し

てシアトルに行き、その後二人でシカゴに滞在した上で、同年4月3日、シカゴ発成田行の同一の航空機（全日本空輸011便）で帰国した。他方、長女及び二女は、同月5日、シアトル発成田行の航空機（ユナイテッド航空875便）に乗って帰国した。

サ 原告は、平成23年5月31日、Aから原告に対し損害賠償金1681万2114円及びこれに対する平成22年4月2日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を命じる判決を得た。

シ 被告は、長女及び二女を連れて、平成23年8月1日に成田発の航空機でアメリカへ出国し、同年9月3日にシカゴ発成田着の航空機（日本航空009便）で帰国した。

他方、Aは平成23年8月6日に成田発の航空機でアメリカへ出国し、同月23日にシカゴ発成田着の航空機（日本航空009便）で帰国した。

被告らと長女及び二女は、上記のアメリカ滞在期間が重複している間に、シカゴで家族一緒に生活した。

ス Aは、平成24年3月6日、██████████の実質的経営者として、モンゴルの企業に重機等をリースするファンドに投資すれば高配当が得られるなどと無登録で出資を募り、約1430万円を集めたという金融商品取引法違反（無登録営業）の被疑事実で逮捕された。

セ 被告らの長女と二女は、現在、私立██████████の高等学校と中学校にそれぞれ進学した上で本件不動産から通学している。

ソ 被告は、本件離婚及び本件財産分与に関して、弁護士に委任しておらず、離婚を成立させるための調停や裁判等の法的手続を利用しなかった。

また、本件離婚に関し、被告らは、財産分与、慰謝料や養育費に関する合意文書を作成しておらず、離婚条件の交渉記録は存在しない。

## (2) 被告の本人尋問における供述等の信用性について

ア 被告は、Aとの本件離婚及び本件財産分与が真意に基づくものであつ

たと主張し、その本人尋問において、[A]との婚姻から離婚及び本件財産分与に至るまでの経緯につき、「[A]と離婚しようと思った一番の理由は、[A]が意味もなく怒鳴るため怯えながら過ごしており、子らも[A]の顔色を窺うようになってきたからであり、他にホステスとの浮気も一因になり、平成22年3月頃に[A]に離婚の話を切り出した。」旨供述し、この事実を裏付ける証拠として、手帳（乙30ないし33）を提出する。

たしかに、同手帳には、「こんな結婚はさようなら」（平成10年1月26日）、「父親のむなぐらつかむ」（同年6月28日）、「全てやだ。離婚の準備」（同年8月31日）、「文句を言われ怖くて家を出てホテルへ泊まる。信じられない。離婚だ。」（平成20年9月8日）、「[ ]先生、離コン相談」（平成22年3月4日）など被告の離婚意思を窺わせるかのような記載がみられるが、上記記載部分を前提にすると被告が平成10年の時点で既に被告との婚姻生活に絶望して離婚の準備を始める意思があったのに、その後二女の妊娠出産や自宅及び[ ]別荘の購入を経ながら本件離婚まで約13年間も婚姻生活を継続してきたことになって不自然であること、平成10年1月26日の上記記載部分（この欄は、同手帳の2月の第1週の見開き頁に1月の最終週の日付が薄く印刷されている部分であって、本来の1月26日の記載欄ではない。）には、その直前に、「夜中家へ又飲んで来て、こわいので、両親心配する。B1がかわいそう」（乙30の3）とあり、[A]が夜中に酔って帰宅したことを記しているのに対し、同日の本来の記載欄には「夜中家に帰る。誰もいない。朝[ ]（被告本人によれば、[ ]は[A]を示す表記である。）帰ってくる。」（乙30の2）と記載されており、被告が夜中に誰もいない自宅に帰り、[A]は朝に帰宅したことになっているのであって、同じ日の記述でありながら、[A]が帰宅した時間帯や状況に齟齬が生じており、不合理であること、本件訴訟は、その当初より、本件離婚及び本件財産分与が真意に基づくものであったか

否かが主要な争点であったのであり、被告訴訟代理人弁護士もそのように認識していたことが窺えるところ（弁論の全趣旨），同手帳の上記各記載部分は，その内容からすれば当該争点に関する被告の主張を裏付けるはずの重要な証拠であって弾劾証拠ではないにもかかわらず，被告本人尋問終了後の弁論終結段階で突如として提出されたことなどの諸事情に鑑みると，同手帳の上記記載部分等はその提出直前に加筆された可能性を払拭できず，直ちに信用することはできない。

また，被告は，上記のとおり被告と子らが[A]の暴言等に怯えていたことが離婚原因である旨述べるが，被告と子らは，本件離婚の届出をした8日後であり，本件財産分与の所有権移転登記手続を行った日に，[A]とともに，約3か月前に予約した航空機に乗ってアメリカへ旅行したこと（この点につき，被告は，[A]はアメリカでは別行動であった旨述べるが，それであるならば，[A]と離婚条件の交渉中であったと主張している時期にわざわざ同人と同一の航空機での海外渡航を予約する必要は全くないから，上記供述部分は信用できない。），被告自身が，上記旅行において同一の航空機に[A]と同乗した理由について，「娘たちがどうしても父である[A]と一緒に行きたいと希望したため。」と述べており，[A]の同行は子らの強い希望によるものであって，そこに良好な父子関係が見て取れること，被告の供述によれば離婚条件を交渉して居る最中であるはずの平成22年12月に，被告が自宅に友人を招いてクリスマスパーティーを開催したり，子らにダンスやスケートなどのレッスンや家庭教師による授業を受けさせたり，3か月後に家族4名で同乗する国際便の飛行機を予約するなど，夫婦が離婚条件を交渉している最中の家庭としてはおよそ似つかわしくない平穏な生活を続けている様子が窺えること（乙33の7。クリスマスパーティーについては乙2も），被告の供述によれば離婚条件の交渉がまとまるまでに1年近い期間を要したことになるにもかかわらず，その間

の交渉経過を記録した書面が存在しない（なお、分割財産目録（乙5）は、その作成の経緯が不明であって、その記載内容からしても、訴訟係属後に被告のみの手で作成することが可能なものであるから、上記交渉経過を記録した書面と認めるることはできない。）上に、双方の離婚条件の対立点すら不明確であること（なお、被告は、子らの親権と自宅の財産分与を希望した旨述べるが、Aが親権の帰属や自宅の財産分与を争った形跡はなく、また、被告が、Aの貯金や現金その他の財産の内容を自ら調査し、又は弁護士等の専門家に調査等を依頼して、Aとの離婚条件の交渉に臨んだという様子も全く窺えないことからすると、離婚の合意から離婚条件の交渉がまとまるまでに約1年も要したというのは不自然極まりない。しかも、この間、被告はAとの別居に向けた準備を始めることなく従前どおり同居を続けていたものであり、同事実は、Aに対する恐怖心があり、早く解決したい気持ちが強かったとの被告の乙第2号証の陳述部分とも相容れない。），被告は、離婚条件の一つであったはずの養育費の支払合意が全く守られていないにもかかわらず、その支払を求める手続を取っていないこと（被告は、Aに対する恐怖心が抜けないので関わりたくないことをその理由に挙げるが、上記のとおり、被告らが本件離婚後に一緒に旅行しているという客観的事実と齟齬している。）などの事実に照らし、上記供述部分は不自然不合理であって到底信用することはできない。

なお、診断書（乙34、35）及び宿泊証明書（乙37）は、被告が離婚原因として挙げるAの暴力行為との関連が不明であり、被告の上記供述部分を的確に裏付けるものとはいえない難い。

イ また、被告は、本件不動産と[REDACTED]別荘の購入資金について、「被告は、二十歳の頃から[REDACTED]、Aと知り合う二十三歳までの間に、[REDACTED]給与から3000万円余の貯金を貯めた。 Aと知り合ってから長女が幼稚園を受験するまでは、Aが経営する浄

水器販売会社に勤め、多いときで200万円を超える月給をもらった。そのようにして貯めた貯金から、本件不動産の購入代金約1億3000万円のうち約3000万円、[ ] 別荘の購入代金約4000万円のうち1000万円を拠出した。」旨供述するが、上記収入や支払状況を的確に裏付ける預金通帳、給与明細、所得証明書等の客観的証拠が存在しないことから、上記供述部分を直ちに信用することはできない。

ウ さらに、被告は、離婚後の生活状況について、「自宅と[ ] 別荘のローンを合計すると月額約60万円の支払がある。被告は、働いておらず、父がそのローン及び被告と子の生活費や学費を支払っている。父は、今は無職だが、バブル景気前に財テクをしていた。自宅のローンは、今も、[A] [ ] の口座からの引き落としがされており、毎月45万円を同口座に送金している。」旨供述する。

しかしながら、被告は、上記供述部分を裏付ける父からの送金履歴等の証拠を提出しない上に、被告の父は、バブル経済が崩壊した数年後である平成7年4月19日に城南信用金庫から770万円の借入を受けており(甲37、38)、バブル景気によって財をなし、現在において被告に毎月多額の援助ができるほど経済的余裕のある生活を送っているとは考え難いことから、上記供述部分は俄に信用できない。

エ 加えて、被告は、本件離婚後の被告ら間の連絡の有無について、その本人尋問において、「離婚する少し前に[A] と別居した後は、娘のこと以外で直接連絡を取ったことがない。」と一旦は供述しておきながら、「娘たちが会いたいというときには会うという約束をしているので、月に何度か一緒に連れて、送り届けていた。」と訂正したり、被告らが平成23年3月18日のシアトル行の航空機に同乗した経緯について、「シアトルにいる被告の幼なじみの友人に会いに行き、被告は友人宅に泊まったが、[A] は仕事でシカゴに行った。」と供述した後に、「離婚前に娘がダンスで留

学する話が出ていたので、その件で行った。」と供述を変遷させている。

このように、被告の本人尋問における供述は、本件離婚後の被告らの接触状況という本争点に関わる重要な間接事実について変遷が認められる上に、客観的な裏付けを欠いていたり、客観的証拠に照らし不自然不合理な点が少なからず認められることから、全体として信用性が極めて乏しいものといわざるを得ず、被告本人尋問における供述のうち上記認定事実に反する部分はいずれも採用することができない。

オ なお、被告が本人尋問終了後に提出した [ ] の陳述書（乙38）には、「平成22年2月の検索の翌週に[A]と離婚したいとの電話をもらった。離婚手続きをどうすればいいのか、子らの親権と家がほしいがもらえるかと質問された。」旨の、上記認定事実に齟齬する記載部分があるが、被告にとって、上記 [ ] は [ ] の新年会で会ったことがある程度の面識しかなく（被告本人）、しかも[A]のオーナー会社の顧問税理士であるから（乙38）、[A]に不利になるような行動は取りにくい立場にあり、被告が[A]との離婚を相談する相手としては適切でないことが容易に理解できるはずである上に、平成22年2月以降離婚条件について交渉したことの裏付ける客観的証拠がないことは上記説示のとおりであることから、上記記載部分は直ちに信用できない。

他に上記認定事実を左右するに足りる証拠はない。

### （3）総括

ア 上記認定説示したところによれば、[A]は、[ ] の経営を通じて築いた資産を元手に、本件不動産を購入して生活の本拠とし、子らを近隣の私立小中学校に就学させるなど、不自由のない暮らしを送っていたが、自らが指導した [ ] の投資勧誘に係る、原告その他の被害者らに対する損害賠償債務が多額に及ぶことが次第に顕在化して認識されるようになり、債権者から本件不動産に対する強制執行を受けて自宅

を失って家族の生活の基盤が失われ、子らの教育環境を維持できなくなるおそれが現実化してきたことを懸念し、また、上記投資勧誘に関連して警察の捜査差押えを受けるなど捜査の手が伸びてきて、マスコミからも注目を浴びる状況になり、捜査対象となっている被疑事件に関して逮捕・起訴され刑罰を受ける事態になると、妻である被告や子らに社会生活上の支障を来す可能性が高いことを心配して、同じ心配を抱いていた被告と相通じて、実質的な離婚意思はなかったものの形式的に離婚を成立させた上で、自宅である本件不動産について、離婚に伴う財産分与として[A]から被告にその所有権が移転したように装うことによって、原告その他の債権者からの強制執行を免れようとしたという事実を推認することができる。

したがって、本件財産分与は被告らの真意を欠いた虚偽表示であって、実体のないものであるから、無効というべきである。

イ そして、証拠（甲30、31）及び弁論の全趣旨によれば、[A]は、現在、本件不動産以外に、原告その他の債権者らの引当てとなるべき責任財産を所有しておらず、無資力であると認められる。

被告は、[A]が、本件財産分与の当時、現金、絵画、債権等の資産を保有していたとして、回答書（乙1）、美術品販売証明書等（乙3ないし5）、勘定科目内訳明細書（乙10、11）、和解合意書（乙12ないし15）、陳述書（乙21、38）、報告書（乙2.8）、ゆうちょ銀行通帳（ただし、平成23年4月11日に全額払戻し済み。乙4.2）、ご契約内容のお知らせ等（乙4.3）、投資信託取引残高報告書（乙4.4）等の証拠を提出するが、清秀が現在において上記各資産を保有していることを認めるに足りる証拠はないから、上記認定を左右しない。

ウ したがって、原告は、債権者代位権に基づき、[A]に代位して、被告に対し、本件不動産につき、[REDACTED]出張所平成23年3月18日受付第17256号及び同日受付第17257号の所有権移転登記の抹消

登記手続を求めることができる。

## 2 結論

以上によれば、その余の点について判断するまでもなく、原告の主位的請求は理由があるからこれを認容し、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第48部

裁判官 大嶋洋志

(別紙)

物 件 目 錄



以上

これは正本である。

平成 25 年 9 月 2 日

東京地方裁判所民事第48部

裁判所書記官 松本 美穂

